

## 平成23年度第4回予防行政のあり方に関する検討会 議事要旨

1 日 時 : 平成24年3月6日(火) 10時00分～12時00分

2 場 所 : 全国都市会館 3階 「第1会議室」

### 3 出席者

委 員 : 平野委員長、関澤副委員長、次郎丸委員、辻本委員、野村委員、河村委員、丸山委員、芳賀委員、高橋委員、下村委員、岩佐委員、澤井委員、長澤委員、小林委員、有賀委員、和田(敏)委員、今井氏(篠原委員代理)、蓮子氏(湯川委員代理)、

オブザーバー : 国土交通省住宅局建築指導課 竹村課長補佐  
 国土交通省鉄道局技術企画課 今村課長補佐  
 厚生労働省老健局高齢者支援課 廣瀬課長補佐  
 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室  
 田口情報支援専門官

消 防 庁 : 原次長、高倉審議官、渡邊予防課長、滝予防課長補佐、守谷設備専門官、椎名国際規格対策官、大嶋違反処理対策官、岡澤設備係長、村瀬企画調整係長、児玉予防係長、東規格係長、池町技官、鍋島事務官、吉川事務官、伊藤事務官、石倉事務官、亀山事務官

### 4 配布資料

検討会次第

<資料>

- 資料4-1 「平成23年度第3回予防行政のあり方に関する検討会」議事要旨(案)
- 資料4-2① 「大規模・複雑化した建築物等における効果的な防火・防災安全対策の確保について(報告)」(概要)
- 資料4-2② 「大規模・複雑化した建築物等における効果的な防火・防災安全対策の確保について(報告)」
- 資料4-3① 「東日本大震災時における建築物の防災管理・自衛消防組織に係る運用実態について(報告)」(概要)
- 資料4-3② 「東日本大震災時における建築物の防災管理・自衛消防組織に係る運用実態について(報告)」
- 資料4-4 規制体系の再編作業チームの今後の進め方について
- 資料4-5 高齢者や障がい者に適した火災警報装置の調査検討事業について
- 資料4-6 聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業について

### 5 議 事

#### (1) 前回の議事要旨の確認

資料4-1「平成23年度第3回予防行政のあり方に関する検討会」議事要旨に基づき、事務局から説明が行われた。なお、気付いた点については、3月12日(月)までに事務局あてに連絡することです承された。

#### (2) 「大規模防火対象物の防火安全対策のあり方に関する検討部会」における検討状況について

資料4-2「大規模・複雑化した建築物等における効果的な防火・防災安全対策の確保について(報告)」の①概要版と②報告書及び資料4-3「東日本大震災時における建築物の防災管理・自衛消防組織に係る運用実態について(報告)」の①概要版と②報告書に基づき、事務局から説明が行われた。

<質疑等> (○：出席者発言、●：消防庁発言)

- 大規模・複雑化した建築物の報告書について、非常用エレベーターに関する記述であるが、非常用エレベーターは建築基準法で、複数ある場合は有効な距離を保つと規定されている。報告書の25ページに集中型と分散型を検討しているという記述があるが、建築基準法の有効な距離というのは明確になっていないので、事業者が都合よく解釈して、隣り合わせに配置した図面を持ってくる場合もある。消防同意の時点で非常用エレベーターの場所を変えさせることができない状況で持ってくる場合も多々あり、非常に困っている。  
消防機関としては、建築基準法で有効な距離というものを明確にさせていただきよう、むしろ国土交通省に申し入れていただきたいところであるのに、ここの表現は、おそらく消防機関が考えているのと逆の記述になっているのではないかと。
- 報告書本文の87ページの非常用エレベーターの部分のまとめの3項目のところ、「複数の非常用エレベーターを設置する場合にあっては、建築基準法上どのくらい間隔が保たれていれば有効とするのかについては明確化されていない」ということで、非常用エレベーターの有効な間隔については今後明確化していくことが望まれるということである。実際の内容については国土交通省と協議、相談していく予定である。

## (2) 規制体系の再編作業チームの検討状況について

資料4-4「規制体系の再編作業チームの今後の進め方について」に基づき説明が行われた。

<質疑等> (○：出席者発言、●：消防庁発言)

- 今の説明について、3点ほど意見がある。まず1点目は、現在の小規模な福祉施設については、火災を発見して避難誘導をするのは限界があると考えている。これまで福祉施設における火災で命を落とした災害はたくさんあり、介護者等の人数は、昼間であれば問題ないが、夜間などになると非常に少なくなる。その対応策として、スプリンクラー設備を設置させるのか、もしくは、高発泡の泡を出すようなものであれば、体が弱い方でも十分呼吸は可能であり、一時的に時間を稼ぐこともできるのではないかと。夜間の人員を増やすことが可能であるならそれに越したことはないが、そういうことも含めて検討願いたい。  
2点目は、新しいシステムをできるだけ評価するという姿勢をもう少し鮮明にしてもらいたい。現在の特例の制度は防火対象物ありきで、その防火対象物に適応する設備のあり方について特例を適用するという仕組みが一般的に行われている。逆に、防火対象物の関係者がそれを取捨選択できるような方向に進めていく必要があるのではないかと。
- 3点目は、防火対象物の用途について、それぞれ用途に応じて必要な規制をかけているが、現在はその用途を細かく区分しすぎているのではないかと。特に6項に至っては、様々な法律から引用されているところであり、それぞれ目的があって法律があるわけであるが、もう少し用途区分のあり方を考える必要があるのではないかと。特に、近隣の他の自治体と取扱いが違うとなるということは単に不公平感をあおるだけであり、現場の消防職員の作業量を減らすためにも見直す必要があると考える。基本的には、その用途にどのような危険性があるかということ考えれば、ここまで詳細に区分しなくてもよいと考えているので、是非検討お願いしたい。
- 「新たな性能評価システムの具体的制度設計案の検討」というところで、検討の結果、資料4-4の④に集約されて、評価方法や運用の見直しにより対応するとのことであり、その後、「性能評価実施機関等と調整して実現を図る」となっているが、このやり方について今の時点で具体案があれば教えていただきたい。  
もう1点、現在は新しいシステムや技術を生み出すという、法律が最初にできたときのもくろみが崩れているような気がしているので、是非原点に立ち返って、限定的に検討せ

ずに、幅広い観点から検討していただきたい。

- 福祉施設の関係に②ついて、最低限の義務づけの中で、遡及する法体系のもと、すべてにおいて対応していくというのは難しいところがある。どのようなやり方があるのかについては、今後、厚生労働省等とも調整の場を設けて、いろいろと技術的な話を含めて調整はしていきたい。

新しいシステムに関しては、現行は建物ありきで新しいシステムを開発しており、そのシステムを建物に組み入れてから評価が始まるということで、全部完全に決まってからでないと性能評価が始まらないことから、開発者、若しくは建物の関係者が新しいシステムの採用に踏み切れないところがある。今考えているのは、新しいシステムをどのような建物だったらそのシステムが適用できるのか、若しくはどのように設置すると必要な性能が発揮できるのかということについて、あらかじめ評価できる仕組みを検討する予定である。もしそれが可能であれば、建物が決まった段階で、そのシステムに適合しているかどうかをチェックすることができ、建物関係者も安心して採用ができるのではないかと。

用途区分のあり方については、一旦現在の用途を洗い直す作業からさせていただきたい。

- そうなると相当複雑な手順が必要となるので、別のワーキンググループか部会のようなものが必要になるのではないかと。
- その点については、消防本部の担当者レベルを集めたワーキンググループを設けているので、その場で具体的な作業や細かい部分を詰めていきたいと考えている。
- 当初想定していた作業内容からはるかに小さなものになったのが非常に残念である。個人的な印象として、事業者側の意向をくんだ作業内容であり、目的はシンプルで「分かりやすくする」ということだったと考えていた。「分かりやすくする」ということは、様々なところが効率的になるということで、それが国民の安心につながると考えていたところである。「抜本的に改正することの混乱」とあるが、それをいかに分かりやすくするか腕の見せどころであり、もっとその方向で検討していく必要があるのではないかと。

もう1点、小規模の社会福祉施設の説明を聞いていて、どうしても事業者側への配慮を感じるので、サービスを利用する側の安全というのをもっと大きく捉えていただき、目標を小さくしていくのではなく、すぐには無理だとしても検討の道筋だけは残していただきたい。

- 作業結果の③について、「小規模の社会福祉施設等への警報設備の設置については、火災の状況等を引続き注視して必要が生じた段階で検討を行う」とあるが、取り方によっては「火災が起こってから検討する」とも取れてしまう。小規模の施設については警報設備の設置義務が無いが、一般の住宅では警報設備が要するという矛盾が生じているという意見もあるので、この部分についても一度視点を変えて検討が必要なのではないかと。
- 規制体系をできるだけ簡素化することについて、現行の規制は様々な用途の対象物に応じて、段階を分けて種々の規制を細かくしており、非常に複雑なものになっている。それらを大括り化して簡素化することが、本当にその実態に合ったものになるかどうか議論を続けてきた。これは、事業者からの要望があったからというわけではなく、消防機関の意見を十分踏まえた上でやってきたところで、その検討の結果、抜本的な改正をすることが困難であり、必ずしも大括り化することがよいわけではなく、用途の取扱いの整理や、福祉施設に係る用途区分のあり方の見直しをすべきとの結論に至ったところである。

また、小規模の社会施設への警報設備の設置の表現が若干誤解を招くとのことであるが、この部分については、今後もよく精査して検討を続けたいと考えている。一般の住宅については全て住宅用火災警報器の設置を義務付けている中で、小規模な福祉施設やその他の小規模な防火対象物では、一定の面積以下のものについては除外されるのは、制度として矛盾するのではないのかという論点もあるので、そこは改めて考え方を整理をしていき

- い。
- 事務局の発言について理解するところもあるが、もちろん実効性が下がってもいいから単に分かりやすくすればよいというわけではなく、今後いろいろな新しい事業形態がどんどん出てくる中、規制体系が今よりもっと複雑になることを危惧している。また、事業者の声を聞いたわけではないということであるが、資料の中には、「新体系の移行に伴う規制強化・緩和に関係者の理解を得ることが困難である」とされており、これでは実効性というよりは関係者や事業者の意向ということが明記されているのではないか。
  - 誤解をまねく表現なので、調整させていただきたい。また、用途区分のあり方に関して、今の規制体系は非常に細かい数に分かれており、その分け方について不合理な部分をきちんと整理をしていく必要があると認識しており、引き続き来年度以降も検討を重ねていく予定である。
  - 一般の方々にとっては、分かりやすいということがポイントになる。できたら具体例を挙げて記載していただくと、一般の方々も助かるのではないか。
  - 小規模な社会福祉施設では、自力避難困難者が多く、特に夜間など人がいない状況でそういった方々の安全を守らなければならないという観点に立つと、警報設備だけでは駄目だということを強く検討していただきたい。少ない従業員で運営することを肯定するわけではないが、火災が発生したときに、利用されている方々の安全をいかにして守るかが消防の仕事である。しかし、そういった施設は往々にして消防機関からかなり遠く離れた環境のいいところにあり、消防機関が到着するまでにかなり時間がかかってしまうのが現状である。そこまで勘案するかどうかは別として、施設を利用する人達の安全を守るためには、警報設備だけでは駄目なんだということの検討を是非進めていただきたい。
  - 平成18年のグループホーム火災を受けて、6項口に対するスプリンクラー設備の規制が275㎡まで拡大しているところであるが、それ未満については、スプリンクラー設備の設置が義務付けられていないので、今後検討していきたい。

少し話は違うが、屋内消火栓設備について、これまで福祉施設関係は特に2号消火栓が多く使われているが、今後は1号消火栓についてもできるだけ使いやすい設備を開発する事業を進めているところである。スプリンクラー設備が一番望ましいことは、過去の事例を見れば一目瞭然であるが、一方でいろいろな負担が大きいところもある。消火設備の検討についてはスプリンクラー設備が主になると思われるが、それ以外についても的確なものができるよう消防庁としても考えていきたい。
  - 首都圏や大都市のターミナル駅では、改札口の中はショッピングセンターそのものであり、中には地下街みたいなところもあるが、建築基準法上では改札口の中は別の適用で、元運輸省のほうの規則になっているようである。例えば重要文化財であれば、建築基準法は重要文化財になると適用除外になるが、消防法は実態に合わせる運用、例として高島屋のケースであれば、重要文化財であるが用途の取扱いは百貨店という、より厳しい規制のほうを重視して、文化財としてどう保存していくかということになっていると聞いている。今、エキナカについては、それこそ規制体系の再編の重要な課題の1つと考えているが、現在、検討課題として動きはあるのか。
  - 規制体系の再編作業チーム及び専門委員の打合せにて、これから検討していく予定である。東京消防庁では、既にエキナカに対する指導方針を明確にしているようであるが、国全体としてどうするかということについて、来年度の検討課題と考えている。

### (3) 高齢者や障がい者に適した火災警報装置の調査検討事業について

資料4-5「高齢者や障がい者に適した火災警報装置の調査検討事業について」に基づき説明が行われた。

<質疑等> (○：出席者発言、●：消防庁発言)

○ 本年度の当初からこの検討会で光警報装置の検討を重ねており、これまで様々な病院の関係者にこの話について意見を聞いてきたが、誰もが「そのようなものは必要ない」ということであった。ほとんどが大きな病院、急性期の病院の人に聞いたところではあるが、問題は火災が発生した時にいかに早く、効率よく患者を病院外に避難させることが大事であり、その時には院内放送だけで十分ではないか。実際に火災が起こったら、「避難誘導するので、落ち着いて指示に従ってください」と、担当の看護師が誘導していく中で、この聴覚障がい者のための警報装置が動くと、患者はますます慌てふためいてしまうのではないか。

また、当病院で耳が聞こえない患者がどのくらいいるか調べると、年間1人いるかいないかである。仮にそういった患者がいる時には、1日中看護師が付き添いしているところであり、その面から考えても「必要ないのではないか」という意見になる。

しかし、検証や調査をすることは非常に大事であるとは考えているので、急性期の病院、慢性期の病院、介護・老健施設といろいろな態様があるので、様々な面から検証していただきたい。

- どのような施設をモデル的に検証するかという点については、各団体の意見も十分伺いたいと考えているので、その際は協力をお願いしたい。
- 映画館にこの光警報装置が要るかどうかという話になると、全く必要ないと感じている。いざ火災が発生した時には、お客様は館内放送や係員の指示に従って行動するわけであり、この光警報が要るかどうかという議論については、現段階では映画館は全く必要ないことを認識していただきたい。
- 医療施設内での話について、何かあったら放送するとのことであるが、放送は耳の聞こえない人には分からないわけであり、その時にどうやって危険を把握するかという問題がある。健常者の方々は一斉に何かの行動をするわけで、聴覚障がいの方は「何だろう、何だろう」と思って、必ず人の行動を追いかけることになる。それを解決するひとつの方法として、LED電球で文字による光でサインをするというやり方もあるが、今がどういう状況で何が起きているかわからないということが一番問題であり、場所によってどういう方法がいいかという原点に戻って、この有効性をもう一度確認することとしたい。
- 光警報装置を全面的に否定したわけではない。病院にも様々な様態があるので、ある一定の病院だけではなく、いろいろ検証してもらいたいと考えている。必要ないと言っているわけではない。
- 障がい者が他の健常者と同じように情報を届けるのであれば、携帯電話でも腕時計でも何でもいいわけで、今この方法論の議論は不要ではないか。
- 設置する場所をどういう場所にするかというところは、この場で検討していくべきであると考えている。前提となっているのは、放送が聞こえない人を対象としていることであり、欧米の事例では病院の病室などは外しているケースが多いようである。外来などでは不特定多数の方がいるので設置の対象になっているとも聞いている。

もう一点、この検討の中で、携帯電話などのIT機器を使って知らせるというのがあればいいが、既に実用化できるものとして、今現在は光警報装置しかないというところであるので、その点は御理解いただいて、いろいろな施設で有効性の検証をしたいと考えている
- 映画館の場合は、重度の難聴の方が1人で来るということはほとんどなく、大体付き添いの方がついてる。また、非常放送をする際には各係員が各スクリーンにすぐ配置され、配置された係員が、映画を見ている方の心を落ち着かせるよう対応することとしている。したがって、映画館に光警報装置というのは個人的に必要ないと考えている。

- 映画館については、誘導する際にスクリーンを上手に活用するとか、いろいろとやり方はあろうかと考えるが、そういったことも含めて、映画館における耳の不自由な方に対する誘導の仕方のようなものも含めて調整させていただきたい。
- 本日の意見を踏まえながら、これからの設置、モデル施設の検証、あるいはその後の検討をしていきたい。
- 障がいのある方には健常者と同じだけの情報を得る権利があるので、人数がどうかという話ではないと考えているが、単に光が点滅すればいいとは思えない。人は年齢が上になっていけば、どんどん耳は遠くなるので、この話は障がい者だけではなく、何が起きているのか、ガス漏れなのか、火災なのか、爆発なのかが分かった方がよいと考える。事業者から設備投資の話がでるのであれば、普段は別の目的で使用して、非常時にはどこで何が起きているのかが普通の人も含めてわかるようなものもよく考える必要があり、光警報装置は是か非かという議論では不毛な感じがする。しかし、耳が遠い人や聞こえない人に対して情報を伝えるということは大切であり、絶対に必要なことだと考える。

#### (4) 聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業について

資料４－６「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業について」に基づき説明が行われた。

<質疑等> (○：出席者発言、●：消防庁発言)

- これは住宅用で、聴覚障がい者の方に対応したものであり、先ほどの議論は事業所のものであったが、平成２３年度の予算で３億２千万円を計上して、現在普及事業を行っているものである。

資料に書いてある３つの要件に該当する方が支援対象者であり、生活保護を受給している聴覚障がいの方で、聴覚障がい者対応型の住宅用火災警報器がまだ設置されていない方が対象という事業である。全体のスキームとしては、消防庁から補助金を出し、この事業の請負事業者が中心となって、実際の聴覚障がい者の世帯の方々からの申請に基づいて、聴覚障がい者対応型の住宅火災警報器を設置していくという事業である。

資料の２ページの下半分が現在までの状況と今後のスケジュールであり、今年の１２月の段階で事業者を決定している。事業者については、公募に応じて計４者から応募があり、有識者による採択審査会の結果、総合警備保障株式会社に決定したところである。現時点では、各地域毎に地域実施計画を作成し、実態に応じてこの配付事業を進めていく計画であり、今後の予定としては、早いところでは今年の５月くらいから順次設置を開始していくという予定である。

資料中、両面刷りのチラシのようなものがあるが、実際にはこのチラシを聴覚障がい者の方にダイレクトメールで送る、あるいは公共施設等に配付して、周知を行うということ考えている。事業の性格上、プライバシーには十分配慮した上で行うものであり、実際に今回事業を行っていただく総合警備保障にも、配慮してもらおうよう我々も強くお願いしているところである。今後、設置の状況等、ある程度進捗が進めば、本検討会で報告させていただきたい。

以上